

第 37 号議案

多摩市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

多摩市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 13 年多摩市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「以下」の次に「本則において」を加える。

別表第 1 の 25 項中「平成 20 年 12 月多摩市告示第 575 号」を「令和 8 年 2 月多摩市告示第 39 号」に改める。

別表第 2 の 1 聖ヶ丘地区地区整備計画区域の部戸建住宅地区 A の項中「及び歩行者専用道路、辻広場、」を「又は歩行者専用道路、辻^{つじ}広場若しくは」に改め、同部戸建住宅地区 B の項中「及び歩行者専用道路、辻広場、」を「、歩行者専用道路、辻広場若しくは」に改め、同部戸建住宅地区 C の項中「及び歩行者専用道路、辻広場、」を「又は歩行者専用道路、辻広場若しくは」に改め、同項コ^コの欄を次のように改める。

- 1 道路、歩行者専用道路、辻広場又は露地に面する場所に設ける垣又は柵の構造は、生け垣又は透視可能なネットフェンス等とする。
- 2 道路に面して土留め擁壁又は石垣等（以下「擁壁等」という。）を設置する場合は、その高さは、前面道路の縁石の上端から 0.6メートル以下とし、2 段目以上の擁壁等を設置する場合は、植栽できる空地を確保して後退させるものとする。

別表第 2 の 2 唐木田地区地区整備計画区域の部広域幹線道路沿道地区の項中「建築基準法施行令」の次に「（昭和 25 年政令第 338 号）」を加え、同表 5 聖蹟桜ヶ丘駅南地区地区整備計画区域の部計画地区全域の項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の次に「（昭和 23 年法律第 122

号) 」を加え、同表 7 和田久保下地区地区整備計画区域の部住宅・産業・業務共存地区の項中「第 17 条第 1 項第 13 号に定めるへい」を「(昭和 34 年政令第 306 号) 第 17 条第 1 項第 19 号に定める塀」に改め、同表 16 関戸古茂川地区地区整備計画区域の部住宅地区の項コの欄を次のように改める。

道路に面する垣又は柵の構造は、生け垣又は透視可能なネットフェンス等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) フェンス等の基礎で、高さが 0.6メートル以下のもの
- (2) 門柱
- (3) 関係法令等により設置が義務付けられるもの

別表第 2 の 17 南野三丁目地区地区整備計画区域の部住宅地区の項コの欄及び同部沿道地区の項コの欄を次のように改める。

1 道路に面する垣又は柵の構造は、生け垣又は高さ 1.5メートル以下の透視可能なネットフェンス等とする。

2 道路に面して擁壁等を設置する場合は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 0.8メートル以上の植栽可能な空地を確保し、後退させるものとする。
- (2) 前号に掲げるところによらない場合は、前面道路の縁石の上端から高さ 0.6メートル以下とする。
- (3) 2 段目以上の擁壁等を設置する場合については、0.8メートル以上の植栽可能な空地を設け、後退させるものとする。
- (4) 敷地に附属する擁壁等からはね出し及び道路に面する側の積み増しは、してはならない。

別表第 2 の 18 鶴牧五丁目南地区地区整備計画区域の部住宅地区 A の項コの欄及び同部住宅地区 B の項コの欄を次のように改める。

1 道路に面する垣又は柵の構造は、生け垣又は生け垣にネットフェンス、鉄柵その他の透視可能な柵を併用したものとする。

2 道路に接して新たに擁壁等を設置する場合は、その高さは、前面道路の縁石の上端から 0.6メートル以下とし、2 段目以上の擁壁等を設置する場合は、植栽できる空地を確保し後退させるものとする。この場合において、敷地に附属する擁壁等からはね出し及び道路に面する側の積み増しは、してはならない。

別表第 2 の 20 多摩市特別産業地区地区整備計画区域の部特別産業地区の項

中「多摩市特別産業地区建築条例」の次に「（平成16年多摩市条例第37号）」を加え、同表22多摩ニュータウン特別業務地区地区整備計画区域の部計画地区全域の項コの欄を次のように改める。

道路及び歩行者専用道路に面する場所に設ける垣又は柵の構造は、生け垣又は生け垣に地盤面からの高さが2.0メートル以下の透視可能な鉄柵等を併用したもの（土地の状況により適当でないと認められるものを除く。）とする。ただし、関係法令等により設置が義務付けられるものについては、この限りでない。

別表第2の24豊ヶ丘一丁目北地区地区整備計画区域の部計画地区全域の項コの欄を次のように改める。

- 1 道路に面する場所に設ける垣又は柵の構造は、生け垣又は生け垣にネットフェンス、鉄柵その他の透視可能な柵を併用したものとし、地盤面からの高さを1.5メートル以下とする。また、門における柱及び扉については、道路に面する場所の長さの合計を1.5メートル以下とし、地盤面からの高さを1.5メートル以下とする。
- 2 道路に接して新たに擁壁等を設置する場合は、その高さは、前面道路の縁石の上端から0.6メートル以下とし、0.6メートルを超える擁壁等を設置する場合は、植樹できる空地を確保し、後退させるものとする。この場合において、敷地に附属する擁壁等からのはね出し及び道路に面する側の積み増しは、してはならない。

別表第2の25南野二丁目地区地区整備計画区域の部学園地区の項イの欄第1号を次のように改める。

- (1) 学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの）

別表第2の25南野二丁目地区地区整備計画区域の部学園地区の項コの欄を次のように改める。

道路に面する垣又は柵の構造は、生け垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、その基礎で地盤面からの高さが0.6メートル以下のもの、門柱及び門扉にあっては、この限りでない。

別表第2の25南野二丁目地区地区整備計画区域の部住宅地区の項コの欄を次のように改める。

道路に面する垣又は柵の構造は、生け垣、ネットフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他これに類するものを築造してはならない。ただし、高さ

が0.6メートル以下のもの、門柱及び門扉にあっては、この限りでない。

別表第2の29鶴牧五丁目東地区地区整備計画区域の部住宅地区Aの項コの欄及び同部住宅地区Bの項コの欄を次のように改める。

- 1 道路に面する垣又は柵の構造は、生け垣又は透視可能なネットフェンス、鉄柵等とする。
- 2 道路に接して擁壁等を設置する場合は、その高さは、前面道路の縁石の上端から0.6メートル以下とし、2段目以上の擁壁等を設置する場合は、植栽できる空地を確保し後退させるものとする。この場合において、敷地に附属する擁壁等からはね出し及び道路に面する側の積み増しは、してはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。